

千葉県福祉有償運送登録要件

令和6年4月1日

千葉県福祉有償運送運営協議会

概 要	
<p>福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを言う。</p>	
判 断 基 準	
運送主体	<p>千葉県福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）において協議が調った営利を目的としない法人で、福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為に当たるものではないこと。</p> <p>（特定非営利活動法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人等）</p>
運送の対象	<p>単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者かつ会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。ただし、⑤から⑦に該当する者が新たに会員として登録された場合は、随時、運営協議会に届け出ること。</p> <p>なお、会員登録については、当該団体が対応可能な会員数とし、過度に会員数を拡大しないこと。</p> <p>① 身体障害者手帳所持者 ② 精神障害者保健福祉手帳保持者 ③ 療育手帳保持者 ④ 介護保険要介護認定者 ⑤ 介護保険要支援認定者 ⑥ 基本チェックリスト該当者 ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</p>
運送の形態等	<p>② 運送の発地又は着地のいずれかが千葉市内にあること。</p> <p>②運送主体は、会員の氏名、住所、年齢、入会日、移動制約者であることの実事、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理すること。</p>
使用車両	<p>旅客の移動制約等の状況に応じた以下に掲げる自動車で運送すること。</p> <p>なお、法定点検（12ヶ月点検）を受けた自動車であること。</p> <p>①福祉自動車 ア 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 イ 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 ②セダン等 自動車検査証の用途の欄が貨物の自動車以外の自動車</p>

使用権原	<p>運送主体が使用権原を有していること。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合すること。</p> <p>①運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。</p> <p>②当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。</p> <p>③利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。</p>
車両の表示等	<p>(1) 福祉有償運送時においては、外部から見やすいように使用車両の車体の両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示する。</p> <p>表示事項及び方法は次のとおりとする。</p> <p>①表示は、「有償運送車両」と「団体名及び登録番号」とする。</p> <p>②文字は、ステッカー、マグネットシート又はペイント等により、横書きとする。</p> <p>③文字の大きさは、縦横50mm以上とする。</p> <p>(2) 運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。</p>
運転者	<p>①普通第二種運転免許を有することを基本とする。これによりがたい場合には、国土交通大臣が認定する講習を修了した者又は予定のある者。</p> <p>なお、セダン等を使用する場合は、上記の要件のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けているか国土交通大臣が認定する講習を修了した者、若しくは介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修の課程若しくは「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者又は予定のある者。（運転者又は乗務員）</p> <p>②運転免許取得後、3年を経過した者。</p> <p>③過去3年以内に運転免許の効力の停止処分を受けていないこと。（自動車安全運転センター発行の運転記録証明書を市に提出すること）</p> <p>④70歳以上の者が運転者となる場合、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断を2年に1回以上受診すること。</p> <p>⑤過去3年以内に死者、重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）または軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした者が運転者となる場合、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断を受診すること。</p>
損害賠償措置	<p>使用車両全てについて、対人無制限、対物500万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むもの）に加入していること。</p>

運送の対価	<p>千葉市内のタクシー運賃の約8割の範囲内とする。</p> <p>ただし、タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行わないこと。</p>
管理運営体制	<p>①運送主体は、運転者に乗務運行記録簿の記録を義務付け、運行終了後速やかに、乗務運行記録を運行管理責任者に報告させること。運行管理責任者が不在の場合は、副運行管理責任者とする。</p> <p>乗務運行記録簿の記載事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者の氏名 ・利用会員の氏名 ・移動制約事由 ・乗務開始及び終了の地点及び日時 ・主な経路、経過地点及び乗務した距離数 ・サービスの提供時間 ・利用運賃 ・事故、著しい遅延、その他異常な状態及びその原因 <p>②乗務運行記録は、運転者ごとに記録し、1年間保存する。</p> <p>③千葉市から乗務運行記録の提出を求められた場合は速やかに応じること。</p> <p>④始業車両点検は、指定の点検表に基づいて、実施する。</p> <p>⑤運送主体は運行管理マニュアル等に、運行に際し疾病・飲酒等の有無に関する確認方法について明記すること。</p> <p>⑥運送主体は運行管理マニュアル等に、整備管理、事故時の処理、苦情処理の体制等について明記すること。また、事故記録、苦情記録を作成し、事故記録については2年間、苦情記録については1年間保存すること。</p> <p>⑦運行管理者、整備管理者、それらにかかる補助者は管理者講習会を受けること。</p> <p>⑧運送主体は、運転者に健康診断を少なくとも年1回受診させること。</p> <p>⑨運送主体は運転者台帳を作成し適切に管理すること。また、運転者証を作成し、車両に掲示させること。</p>
法令遵守	<p>登録を受けようとする者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の4第1号から4号の欠格事由に該当するものではないこと。</p>
その他	<p>①運営協議会は、運送主体の行う有償運送の運営に関し、指導・助言、若しくは、改善を促すことができる。</p> <p>また、必要に応じて所轄庁（千葉運輸支局）に通知する。</p> <p>②本要件の定める事項について、追加・変更等の必要が生じたときは、会長が運営協議会に諮り、決定する。</p>